

新風

SHINPU

前川おさむ県政だより

vol.20号

平成12年1月

祝2000年

西暦二千年の新年を心よりお慶び申し上げます。
さて、昨年を振り返りますと、私に取りまして三期目の選挙でありましたが、市民の皆様のご理解をいただき無事に当選することができ、皆様の代弁者として活動ができましたことに感謝しながら、菊池市のために行動で恩返しするよう頑張っていきたいと考えております。



↑9月議会の一般質問に立つ前川県議

また、県民が力を結集して参加した第五十四回国民体育大会「くまもと未来国体」も、大成功裡に無事終了し、県民に大きな感動と勇気を与えてくれました。菊池市でもボート競技と剣道競技が行われましたが、たくさんの方の市民ボランティアの皆様に支えられた大会であったことを、あらためて感謝申し上げます。
九月二十四日の早朝、本県を襲った台風十八号は県北地域では本市に最

大の被害をもたらしました。私も被災の状況を見て回り、九月議会でも予定していた一般質問の内容を急ぎ変更して、災害復旧の内容を盛り込んだり、全容がなかなかわからない風倒木の状況把握のためヘリコプターを飛ばせたり、また県議会農政常任委員会の災害視察の招聘や、地元の松岡代議士に対して視察や陳情を行うなどできる限りの努力をして参りましたが、まだまだ生々しい傷跡が残っております。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、万全の復旧に力を尽くしていく覚悟です。

また、菊池市の最大課題であります「産廃問題」でも、市と業者が締結した「環境保全協定」の協定値であるダイオキシンの一ナノグラムを再び上回る検査結果が出ました。県は協定に基づき、すぐに焼却炉を停止させその原因究明を行いました。原因が解らないまま業者が試験運転に入ってしまったので、十二月県議会の環境対策特別委員会でも、厳しくこの問題の追及を行いました。（四頁参照）そのまま営業運転に入らせないよう、さらにメーカーが県主催の説明会で発言した「撤去する」との約束の責任について今後追及して参ります。

さらに、県は十月に「県財政の中期見直し」を発表し、厳しい財政状況の打開のために、来年度より県単独事業一〇%カットを行うことになりました。十二月県議会でも、この財政問題について種々の議論が行われましたが、その中で知事は、現在の財政状況を招いた主な原因は「国の度重なる経済対策に呼

応して、本県経済の活性化に取り組んだ結果であり、経済対策事業は他の事業よりも県負担が少なく有利な事業である。全国の都道府県が同様の状況になつており、もしも経済対策に取り組まなかったら、もっと厳しい状況が予想されていた。今後も決して萎縮する事なく、真に必要な政策は推進していく」との答弁でありました。「入りを計りて、出ざるを制する」財政運営の基本ですが、一日も早く景気が回復することが、県財政への特効薬であります。



↑地元の松岡代議士を招いての陳情

正月早々少し暗い話で恐縮であります。今年のもっと明るい一年になりますよう、皆様の代弁者として精一杯頑張つて参ります。皆様にとりまして、記念すべき西暦二千年が素晴らしい年になりますよう心よりご祈念申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

前川 収

熊本県議会 九月定例会一般質問

昨年九月に行われました定例会県議会におきまして、前川県議が一般質問を行いました。その時の質問と答弁を抜粋してご報告いたします。ご意見ご質問等ございましたら、後援会事務所までお気軽にご連絡ください。(当日のビデオをご希望の方には貸し出ししております)

1、台風十八号に係る農業災害対策

(1)被災農家に対する農業共済の対応

今回の台風十八号のような大災害に当たっては、是非、農家の再起のため、むしろ実態よりも上乘せしてでも支払うような措置をしていただきたいと思うが？

農政部長(答弁)

県は、農家から不満が出ないよう適正かつ迅速な損害評価が成されるよう連合会や組合の指導をしており、また、国に対しても今後共済金の早期支払いを要望して参りたい。

(2)農家の被災に対する特別な救済事業

平成三年の台風十九号で被災した際の借入金返済が終わっていない農家が多くある。融資、補助事業など幅広い観点から、慣例にとられない特別な救済事業が必要であると考えるが？

農政部長(答弁)

今後、被災施設等の早期復旧と災害に遭われた農家の方々が引き続き農業に取り組めるよう金融対策や補助事業を実施するなど県としてできる限りの対応を図って参りたい。



→壊滅的な被害を受けた梨園

2、教育問題

(1)新学習指導要領の完全実施に向けての考え方

中央教育審議会答申では、豊かな人間性を育成したり我が国の伝統と文化を尊重する心を培うことや社会生

活に必要とされる基礎、基本を確実に身に付けていくことを強調している。熊本らしい教育の在り方の検討を始める必要があると思うが？

教育委員会委員長(答弁)

「21世紀を拓く教育の推進」を入口ガンに新学習指導要領の趣旨の徹底を図るための説明会等の開催、教職員の意識改革と自己確立を図るとともに、県民、保護者等にも理解を求めている。特に、基礎、基本の確実な定着のため、今後、児童生徒向けの個人学習ドリル集などの改定を順次進めて参る。

(2)個人学習診断テスト

定着しつつある個人学習診断テストであるが、新学習指導要領の実施に伴い、教科書の全面改定や教育内容の三割程度の削減が行われることなどから、見直し改善の検討が当然必要になると思うが？

教育長(答弁)

学力向上対策会議の中で、個人学習診断テストは本年をもって応休止するとの確認がされた。今後、市町村教育委員会と協議し、基礎、基本の定着を図る新たな方策の再構築に向け検討をして参る。

(3)県立高等学校の再編整備

県立高校は地域社会の生活や文化に密着しており、再編整備の基準が当てはまる地域に対して、その理解を得るためどのような取り組みをお考えか。また、学科構成や学科改編についても、

地元の意見も考慮されるべきだと思いが、地元地域に対する取り組みの考え方については？

教育長(答弁)

協議会の結論を待ち、その報告の趣旨に沿って着実に実施していく必要がある。その場合、関係の方々のご意見を拝聴するなど、十分ご理解をいただく努力をしたい。

(4)県立菊池高校の移転問題

最終的には県の教育委員会が決定する県立高校の移転問題だが、菊池市民の中で、菊池高校の移転が決定したかのような誤解が生じている。菊池高校の移転問題に対する現状認識と、菊池市民の反対がある現状で菊池市の陳情に応え移転をなさることがあり得るのか？

教育長(答弁)

現時点では、菊池高校の移転については何ら意思決定をしておらず、白紙の立場であり地元の議論を見守っている。地元の菊池市において合意が得られた段階で、移転するか否かを検討することになると考えている。

望

◎新しい老人保健福祉計画の策定

◎第24回全国熊本大会菓子大博覧会

3、菊池市柏地区の

産業廃棄物焼却施設の

設置に係る諸問題

(1)今後の検査スケジュールと協定値を上回った場合の県の対応について

昨年の営業開始に伴う県の二度の検査では、ダイオキシンの協定値〇、一ナノグラムを大きく上回った。会社は協定に基づき、運転を止め改善策を取ったと言っているが、改善後の施設について、県や菊池市はダイオキシン検査をするとしている。今後の検査スケジュールと協定値を上回った場合の県の対応は？

環境生活部長(答弁)

年度内に後二回予定している。菊池市の検査と時期が重ならないよう調整を行っている。また、菊池市とともに、環境保全協定および覚書に基づき、〇、一ナノグラムを超えないよう改善を指示し指導して参る。

(2)情報公開

協定では、処理する廃棄物の種類や数量は毎月、その他処理水、放流水等の検査結果は、監視委員会と協議の上必要な時期に随時報告するなどとなっているが、報告されたとは聞いていないが？

環境生活部長(答弁)

協定に基づき報告されているが、その報告事項や項目についての了承が委員の全員からは得られていないのが実態である。

(3)監視員の増員の働きかけ

現在の監視委員会の運営状況および産廃問題を心配している菊池市民を監視委員会に数多く参加させるべきと考えているが、県として、市と会社に監視委員の増員を働きかける考えはないか？

環境生活部長(答弁)

現在の状況から監視委員会としては十分に機能しているとはいえないので、環境保全協議会の中で協議して参りたい。監視員の増員は、県も同協議会の中で働きかけて参りたい。

(4)説明会開催等の見直し等

会社側はこれ以上説明することはないとのことであるが、市民は前回の説明会では納得できないと言っている。県はきちんと調整して説明会の開催にこぎつけるべきである。現在の調整状況と開催の見直し等は？

環境生活部長(答弁)

県としては、何とか説明会が開催できないものかと考えている。九州産廃は、説明会開催の前提として、出席者はどこまで認めるかといったルールづくりが必要だと主張しており、この意向を市民同盟に伝え、その協議ができないかと提案をしている。

(5)県の責務について

菊池市民の間では将来に対する不信任感が根強い。再度確認するが、会社に不測の事態が生じた場合、処理期間が終了した場合の県の責務についてど

う考えているのか？

環境生活部長(答弁)

覚書の中に、幾重にも県が責任を果たすべきことを約束しており、菊池市民の方々には安心していただけないか？と考えている。

4、阿蘇高原ファーム

(菊池市原地区)

(1)農地法違反に対する指導

福岡に本拠をおく(有)阿蘇高原ファームが菊池市に購入した十二畝の牧場に、中華人民共和国から肥育素牛を今年度は五〇〇頭輸入し、来年度意向も継続輸入して飼育する計画がある。問題は、農地法上の許可を受けないで農地を取得していることであるが？

農政部長(答弁)

違反状態を解消するため、法人に対して旧所有者に登記を戻すよう指導している。その上で、土地利用計画の中で法人の事業計画を明確にさせ、農地法に基づく許可申請手続きが行われれば、厳正に審査指導して参りたい。

(2)中華人民共和国からの肉用牛輸入

①検査体制

中国からの牛の輸入に対する検査体制はどうなっているか？

農政部長(答弁)

輸入家畜の検査は厳しい制約の元に行われるもので、国に対しては、さらに徹底した検査の実施をお願いして参る。

②中華人民共和国からの輸入に対する県の考え方

もし本場に口蹄疫が広まれば、九州全体にも広がる大きな問題になると思うが、この中国からの輸入に対し、どのように県は考えているのか？

農政部長(答弁)

地域住民の不安が極めて強いことから、県産牛の活用を中心に本県畜産の振興に資することを強く望むものである。



→県議会農政委員会を招いて被災状況の視察

12月定例県議会環境対策特別委員会 (九州産廃関係の質問と答弁の要約)

【前川委員】

県主催の住民に対する事業の説明会の席上で、メーカー(日立造船)は、もし今度さらに協定値の〇、二ナノグラムを上回った場合にはこの機械を撤去しますという発言がなされているが、メーカー側が勝手に記者会見を開いてその発言について訂正されるのは非常におかしな話だと思ふ。十月十四日の検査値は一、四ナノグラムで〇、二以上であるから、当然撤去するものと思つてゐるが、その点についての県の責任についてお尋ねする。

さらに、一、四ナノグラムというのは県の検査時に何らかの要因が影響したのではないか。また、業者の検査結果はさらに〇、一ナノグラムを下回った状況であつたということであるが、これまで県は延べ四回のダイオキシシン検査をしており、その内三回は〇、二ナノグラムを越えている。業者は約二十回の検査をしているが、二、三回〇、一ナノグラムを上回っただけである。こういうことを論理的に説明するのは非常に難しいと思ふ。大変なお金を使って検査をやつているのだから、そういうことをする検査業者は今後使わないでいただきたいが、どう対応されるのか。

【廃棄物対策課】

それから、今はあくまで試験運転という話を聞いている。今回の試験後に二度きちんと炉を止めて、一、四ナノグラムが出た理由、そしてその改善策というものが住民に説明されるべきだと思う。本当はすぐに撤去してもらいたいのが、撤去しないときのその辺の対応について質問する。

まず一点目、焼却炉の撤去発言について県としては、技術的な自信があつての発言と理解しており、重く受け止めている。会社側として原因を究明し必要な改善があれば行うとしており、引き続き協定の遵守を指導していきたいと考えている。

二点目の検査結果の信頼性については、ダイオキシシン類の測定分析は資格を持つている民間の信頼できる検査機関に委託して、県も立ち会つてやっている。第二回目の検査結果が判明した時点では原因が解らなかつたという状況であるが、何分、極めて微量な単位で出さなければならぬということ、測定時にたまたま何らかの偶発的な要因があつたということも否定はできない。しかし、二つの事実として、一、四ナノグラムという検査結果が出ており、これを真剣に受け止め、なぜそういう結果が出たか、原因究明が必要ではないかと考えている。

【前川委員】

重く受け止めておられるとの答弁であるが、受け止めていただくだけでは困る。あくまで、県が主催した会場での話が履行されないということであれば、県そ

【廃棄物対策課】

のものに対する信頼感が損なわれることにもなる。業者に対してきちんと言導をし、早く撤去させてほしい。

それから、一、四ナノグラムが出たことは間違いないことだ。そういう状況がきちんと解明されないのであれば、これは〇、二はクリアできない機械だと断定せざるを得ない。原因究明したときに、もしも偶発的なものであつたならば、試験をした民間の信頼できるという許可を得た業者が間違つてゐることを、県が認定することになると思ふ。その点についてもきちんと答えを出すべきだ。

それから最後に、これらの対策についての住民説明会をいつするのか質問する。

基本的には、八十ナノグラムをクリアしており、法的には無理かと思ふ。しかし、技術的な自信があつての発言ということ、お話の趣旨も踏まえ、今後厳しく指導していきたいと思ふ。

それから、検査結果の信頼性に関しては、次回の検査について、会社側と同じ条件で行うということを検討している。

説明会については、施設の実情を熟知している会社側の出席がなければ、説明会の意味がないのではないかと思つており、きちんとした説明会をするために、双方の意見を調整して、説明会の開催ができるように、引き続き県としては汗を流していきたいと思つている。



Osamu Maekawa

前川おさむ後援会

【事務所】

〒861-1306 菊池市大琳寺198-1
Tel:0968-24-2171
Fax:0968-24-2855

E-mail:maekawa@mb.infobears.ne.jp

【自宅】

〒861-1307 菊池市片角119-2
Tel:0968-24-0471
Fax:0968-24-6228



←天気にも恵まれ
楽しく有意義な
イベントになりました



鞠智城八角形復元建物
落成式にて